

【令和8年度介護職員等処遇改善加算 提出期限】

令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、処遇改善計画書及び体制等に関する届出書を下表の期限までに提出してください。

○旧加算対象サービス（居宅系・多機能系）

- 訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス、通所型サービス

○旧加算対象サービス（施設系・居住系）

- （介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

○加算新設対象サービス

- （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

※（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導は、加算算定非対象サービスです。

サービス区分	異動区分	異動月	提出書類	サービス種別	提出期限
旧加算対象サービス	継続	継続	体制届	居宅系・多機能系	不要
			計画書	施設系・居住系 全サービス	4/15
旧加算対象サービス	変更	4月	体制届	居宅系・多機能系	4/15
			計画書	施設系・居住系 全サービス	4/15
		5月	体制届	居宅系・多機能系	4/15
			計画書	施設系・居住系 全サービス	5/1 4/15
6月	体制届	居宅系・多機能系	5/15		
	計画書	施設系・居住系 全サービス	6/1 4/15		
旧加算対象サービス	新規	4月	体制届	居宅系・多機能系	4/15
			計画書	施設系・居住系 全サービス	4/15
		5月	体制届	居宅系・多機能系	4/15
			計画書	施設系・居住系 全サービス	5/1 4/15
6月	体制届	居宅系・多機能系	6/15		
	計画書	施設系・居住系 全サービス	6/15		
加算新設対象サービス	新規	6月	体制届	居宅系・多機能系	6/15
			計画書	施設系・居住系 全サービス	6/15

※旧加算Ⅰ→新加算Ⅰ（イ）及び旧加算Ⅱ→新加算Ⅱ（イ）の変更については継続扱いになりますので、体制届の提出は不要です。

※複数事業所の計画書を一括で作成する場合は、計画書は一番早い提出期限までに提出し、体制届は各提出期限までに提出してください。

※処遇改善加算を算定する又は区分変更をするのみの変更の場合は、体制届に異動（予定）年月日、特記事項欄の変更前及び変更後などの必要事項を記載することで「体制等状況表」の提出は不要とします。

（例：異動（予定）年月日/令和8年6月1日、変更前/介護職員等処遇改善加算Ⅱ、変更後/介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ））